

～ 警備業者の皆さまへ ～ 警備業法の一部改正について

警備業法の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されます。
改正に伴う変更点は、以下のとおりになります。

< 認定証の廃止 >

令和6年4月1日以降は、認定証は交付せず、認定（認定更新）をしたこと
の通知のみを行います。

< 認定証書換え申請や認定証再交付申請の廃止 >

認定証の廃止に伴い、認定証の書換え申請や再交付申請はなくなりま
す。

< 標識の掲示義務 >

警備業者には「標識」の掲示が義務付けられます。

警備業者は、施行規則に基づく「標識」を作成し、主たる営業所に掲示し
なければなりません。

また、管理するウェブサイトにも「標識」を掲示しなければいけません。

ただし、

- ・ 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ・ 当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合

は、ウェブサイトへの「標識」の掲示義務は除外となります。

令和6年4月1日以降、現在交付されている認定証に代わり、必ず「標識」
を作成して掲示して下さい。

なお、現在交付されている認定証は、返納する必要はありません。

大阪府警察本部生活安全部保安課
TEL 06-6943-1234(内線31781)

